

## 令和5年度すみだの夢応援助成事業募集要項 主な変更点

## 1. 提出期限＜募集要項 表紙・4ページ＞

変更案：応募書類の区の事前確認を必須とし、「事前確認期間」を設ける。

理由等：「あらかじめ計画内容や応募書類を確認し、書類不備等を防ぐこと」を目的に、令和3年度から事前相談を必須にしたが、“事前相談を行わずに、申請受付期間の終了間際に書類を提出する団体”等により、現在も多くの書類不備等が散見される。「事前“確認”期間」を設け、応募書類の事前確認を必須とすることで、書類不備等の減少を図る。また、事前確認の中で様々なアドバイスを行い、応募団体の自立・発展に繋げたい。

## 2. 応募要件＜募集要項 2ページ＞

変更案：応募団体の要件に、「同一団体が同一年度に、すみだの力応援助成事業・すみだの夢応援助成事業の両方で助成を受けることはできません。」を追記する。

理由等：限られた枠の中で多くの団体に広く、それぞれの制度を活用いただくために、同一団体が同一年度に両事業から助成を受けることは不可としたい。

## 3. 提出書類＜募集要項 4ページ＞

変更案：「団体の直近年度の事業計画書・収支予算書」を提出不要とする。

理由等：応募団体の負担軽減のため、「団体の直近年度の事業計画書・収支予算書」の提出を不要とする。ただし、引き続き「団体の直近年度の事業報告書・収支決算書」の提出を求め、団体の会計処理等が適切になされているかを確認することとする。

## 4. 審査委員からの事前質問に対する回答作成＜募集要項 5,6ページ＞

変更案：申請後のスケジュールに「審査委員からの事前質問に対する回答作成」を追記する。

理由等：公開プレゼンテーションの時間短縮のため、事前に審査委員の皆様から事前質問を募り、あらかじめ応募団体に回答の作成を依頼することを募集要項に明記する。

## ■その他

動産・不動産の取得について

令和4年度すみだの夢応援助成事業の採択時に議題に上がったが、動産・不動産の取得を希望する団体に対し、取得の可否を判断するための視点を設けておく。

## ①現金化リスクが低いこと

## ②（①のリスクが高い場合）プロジェクトの目的を達成するために取得する必要性が高く、他に代替できるものがないこと

## ③団体に管理能力があること

（これまでに継続的な活動を行っている団体であることの確認で、信用度を計る。）